

○常総市地域活性化事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の活性化を図ることを目的としたにぎわいづくりのためのイベント事業等を自主的かつ効果的に行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、常総市補助金等交付規則（平成17年水海道市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、次のとおりとする。

- (1) 商店会若しくは複数の商店会の連合組織又は共通のサービス事業を提供するために商業者を中心に組織された団体
- (2) その他市長が特に補助金の交付が適当と認める団体

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別に市から補助金、助成金等の交付を受けていない事業で、かつ、一定数以上の集客が見込める場所として市長が認める場所において実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するもののうち、市長が認めるものとする。

- (1) 継続的なにぎわいづくりを目的として定期的に実施するイベント事業で、同一事業として一の年度につき4回以上開催されるもの
- (2) 地域の活性化への効果が見込まれる事業として市長が認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助事業に係る補助金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に規定する補助事業に係る補助金の額は、1回の開催につき5万円を超えない範囲で、その規模等に応じ市長が定める額とする。ただし、当該補助事業の一の年度に係る補助金の総額は、20万円を限度とする。
 - (2) 前条第2号に規定する補助事業に係る補助金の額は、当該補助事業に要した経費の2分の1以内で市長の定める額とする。ただし、当該補助事業の一の年度における補助金の額は、20万円を限度とする。
- 2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付の申請は、同一の補助事業につき2回を限度とする。

(補助金交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、常総市地域活性化事業支援補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、その適否及び補助金の額を決定し、常総市地域活性化事業支援補助金交付決定・申請却下通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助事業の実施について必要な条件を付すことができる。

(補助事業の変更又は中止)

第7条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、常総市地域活性化事業変更・中止申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(補助金の額の変更等)

第8条 市長は、前条の規定による申請に基づき、補助金の額を変更し、又は補助金の交付の決定を取り消したときは、常総市地域活性化事業支援補助金交付変更・取消決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、常総市地域活性化事業支援補助金(概算払)請求書(様式第5号。次条第1項において「請求書」という。)により市長に請求するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日(補助事業が当該年度内に完了しないときは、当該年度の3月31日)までに、常総市地域活性化事業支援補助金実績報告書(様式第6号)に請求書を添えて市長に報告しなければならない。ただし、請求書の添付は、未交付の補助金がある場合に限る。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合は、補助事業の内容を審査した上で、補助金の額を確定し、未交付の補助金があるときはこれを支払うものとし、過払いの補助金があるときはこれを返還させるものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (4) 補助事業を実施しなかったとき。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年告示第152号)

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第14号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第58号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年告示第143号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(常総市商店街イベント事業補助金交付要綱の廃止)

2 常総市商店街イベント事業補助金交付要綱 (平成4年水海道市告示第29号) は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示による改正後の常総市中心市街地活性化事業支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年告示第15号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第31号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。